

社会保険しまね

◎ お知らせ

7月号以降の「社会保険しまね」の毎月の発行及び送付方法については、現在検討中です。発行方法等が決まりましたら、お知らせします。

illustrated by saori notsu

CONTENTS

- 賞与支払届は、速やかに提出しましょう
- 社会保険事務説明会のご案内
- 年金相談についてのお知らせ
- 協会けんぽ島根支部のホームページをぜひご活用ください

日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>
全国健康保険協会ホームページ <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

2010

6
月号

助け合い
生きる安心
社会保険

賞与支払届は、速やかに提出しましょう

賞与(ボーナス等)を支給したときは、支給日から5日以内に「被保険者賞与支払届」と「被保険者賞与支払届総括表」を年金事務所に提出してください。

賞与支払い予定月を登録済みの場合

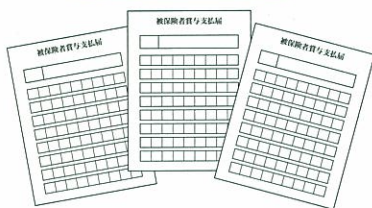
賞与支払い予定月の前月末までに、被保険者の氏名・生年月日などが印字された「被保険者賞与支払届」と「被保険者賞与支払届総括表」が送付されます。

※あらかじめFDでの提出を希望されている事業所には、「磁気媒体届書作成プログラム収録用被保険者情報」3.5インチFD(ターンアラウンドFD)と「被保険者賞与支払届総括表」が送付されます。



●賞与支払い予定月に支給があったとき

届出用紙による方法



- ①「被保険者賞与支払届」に、被保険者ごとに支給した賞与額等を記入します。
- ②「被保険者賞与支払届総括表」に支払年月、支給・不支給の別、支給人数、支給総額等を記入します。
- ③支給日から5日以内に、「被保険者賞与支払届」と「被保険者賞与支払届総括表」を提出します。

FD(フロッピーディスク)による方法



①「磁気媒体届書作成プログラム」にターンアラウンドFDから被保険者情報データを取り込みます。
※ターンアラウンドFDに直接データ入力できません。必ず「磁気媒体届書作成プログラム」に取り込んでご利用ください。

②支給日から5日以内に、「提出用FD」「磁気媒体届書総括票」「被保険者賞与支払届総括表」を提出します。

FDによる届出については、日本年金機構ホームページの「磁気媒体申請」をご覧ください。

操作方法等に関するお問い合わせは

日本年金機構電子申請・磁気媒体申請照会窓口(ヘルプデスク)
TEL.0570-000-381 ※IP電話・PHSからは 03-6700-1188
【受付時間】月～金曜日/午前8:30～午後5:15
第2土曜日/午前9:30～午後4:00

●賞与支払い予定月に支給がなかったとき

「被保険者賞与支払届総括表」の「④支給・不支給」欄の「不支給1」に○をして提出します。

※「被保険者賞与支払届総括表」のみ提出してください。

●賞与支払い予定月に支給がなく、予定月以外の月に支給があったとき

上記「届出用紙による方法」または「FD(フロッピーディスク)による方法」で、支給日から5日以内に、「被保険者賞与支払届」と「被保険者賞与支払届総括表」を提出します。

賞与支払い予定月が未登録の場合

「被保険者賞与支払届」と「被保険者賞与支払届総括表」の事前送付はありません。年金事務所で用紙をお渡ししていますので、お手数ですがお出かけ、またはご連絡ください。



社会保険事務説明会のご案内

下記の日程により開催しますので、ご出席ください。

説明会では、算定基礎届記入上の注意事項のほか、健康保険制度、年金制度についてもお話しする予定です。
 なお、ご出席の際は、事前にお送りする「算定基礎届の記載例」をご持参ください。

【松江年金事務所】(お問い合わせ先 TEL.0852-23-9540)

日 時	会 場	対象地区
6月9日(水)	10:00~12:00	奥出雲町立農村環境改善センター(大集会室) 奥出雲町
	14:00~16:00	チェリヴァホール(大ホール) 雲南市
6月10日(木)	14:00~16:00	安来市民会館(大ホール) 安来市
6月15日(火)	10:00~12:00	松江市(事業所記号の頭文字が「あ」~「そ」の事業所)
	14:00~16:00	島根県民会館(中ホール) 松江市(事業所記号の頭文字が「た」~「わ」及びアルファベットの事業所) 東出雲町
6月16日(水)	13:30~15:30	西ノ島町黒木公民館(2階会議室) 海士町・西ノ島町・知夫村
6月17日(木)	10:00~12:00	隠岐島文化会館(大ホール) 隠岐の島町

【出雲年金事務所】(お問い合わせ先 TEL.0853-24-0045)

日 時	会 場	対象地区
6月14日(月)	14:00~16:00	ふれあいホールみせん(会議室) 飯南町
6月16日(水)	14:00~16:00	大田市民会館(大ホール) 大田市
6月17日(木)	10:00~12:00	出雲市(事業所記号の頭文字が「あ」~「ち」の事業所)
	14:00~16:00	出雲市(事業所記号の頭文字が「つ」~「わ」及びアルファベットの事業所) 斐川町

【浜田年金事務所】(お問い合わせ先 TEL.0855-22-0670)

日 時	会 場	対象地区
6月14日(月)	10:00~12:00	島根県芸術文化センター「グラントワ」(小ホール) 益田市
	14:30~16:30	日原山村開発センター(大集会場) 鹿足郡
6月15日(火)	10:00~12:00	石央文化ホール(大ホール) 浜田市
6月16日(水)	10:00~12:00	江津市総合市民センター(2階会議室) 江津市
	14:30~16:30	悠邑ふるさと会館(マルチホール) 邑智郡

※対象地区以外の説明会に出席されてもかまいません(事前の連絡は不要です)。

※各会場とも駐車場には限りがありますので、あらかじめご了承ください。

※各会場とも開始時間の30分前に開場します。

年金相談についてのお知らせ



ご案内 年金相談の時間延長と休日開設

松江・出雲・浜田の各年金事務所では、年金相談の時間延長と休日開設を行っています。

時間延長 毎週月曜日 午後7時まで
 =6月7日・14日・21日・28日

休日開設 第2土曜日
 午前9時30分~午後4時まで
 =6月12日

6月

年金相談所の開設

年金記録確認・年金請求手続き等、お気軽にご利用ください。

会 場	相 談 日	時 間
隠岐の島町ふれあいセンター	2日(水)	13:00~16:00
	3日(木)	9:30~12:00
益田市民学習センター	22日(火)	10:00~16:00
大田市役所	23日(水)	10:00~15:00

※隠岐地方につきましては、天候不順等でフェリーが欠航の場合は中止となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- 年金記録確認・年金相談業務に限り受け付けていますのでご了承ください。
- 相談には、ご夫婦双方の年金手帳、年金証書、履歴書、印鑑などをご持参のうえ、できるだけご本人がお出かけください。代理の方がお出かけになる場合は、委任状が必要です。



全国健康保険協会島根支部からのお知らせ

協会けんぽ島根支部のホームページをぜひご活用ください。

- 健康保険に関するトピックスや、健診実施機関などいろいろな情報を確認できます。
- 傷病手当金や出産育児一時金などの健康保険給付について、どんなときにどんな給付金の申請を行うことができるか確認できます。
- 申請に必要な申請書のダウンロードや、これまで発行してきました「社会保険しまね」や「全国健康保険協会島根支部からのお知らせ」チラシについて、バックナンバーを確認することができます。
- 今後も、各種コンテンツの充実を図ってまいります。

島根支部ホームページへのアクセス方法

1. 「全国健康保険協会」または、「協会けんぽ」で検索し、全国健康保険協会のホームページ (<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>)へアクセス
2. メニュー「都道府県支部のページ」をクリックし、都道府県の中から、「島根」を選択

健診実施機関の確認や健康保険委員の方への情報等、各種カテゴリへはこちらから選択ください。

全国健康保険協会 島根支部

〒690-8531 松江市学園南1-2-1 くびきメッセ2階
TEL. 0852-59-5139 FAX. 0852-59-5352
【営業時間】 8時30分から17時15分 (土日・祝祭日・年末年始は除く)

4/8更新 お知らせ

1/5更新 所在地・連絡先

3/12更新 評議会

4/8更新 健診実施機関等一覧

4/7更新 調達情報

4/9更新 採用情報

3/26更新 広報誌

2/1更新 健康保険委員関連

こんなときはどうするの？

- ◆ 病気やケガをしたとき
- ◆ 出産するとき (出産したとき)
- ◆ 保険証を使えなかったとき
- ◆ 入院するとき
- ◆ 医療保険と介護保険の自己負担額が高額になったとき
- ◆ 保険証を紛失、変換したとき
- ◆ 病気やケガで会社を休んだとき
- ◆ 出産のために会社を休んだとき
- ◆ 治療用器具を作ったとき
- ◆ 医療費が高額になったとき
- ◆ 亡くなったとき
- ◆ 資格喪失後も給付を受けるとき
- ◆ 退職後も健康保険を継続したいとき

重要なお知らせ

- ◎ 任意継続被保険者の方へのお知らせ (国民健康保険料 (税) の軽減制度と任意継続被保険者)
- ◎ ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額について、お知らせいたします
- ◎ 平成22年3月分 (4月納付分) から健康保険料率が変わります
・これまでの8.21%から9.35%に上がります
・任意継続被保険者の方は、4月分からとなります
- ◎ 審査請求先の変更について
- ◎ 申請書等の郵送による手続きにご協力ください
- ◎ 不審電話にご注意ください

更新情報

4月16日金曜日
・契約職員 (健康保険給付事務等の補助業務) の募集は締め切りました。

傷病手当金などの健康保険給付制度や退職後の任意継続制度に関する説明が確認できます。

健康保険料の変更など、特に重要な事項について掲載しています。

評議会の開催状況など各種カテゴリの更新情報を掲載しています。

健康保険の保険料額表、健康保険給付関係の申請書や健診の申込申請書はこちらで確認・ダウンロードができます。

- 一般加入者の方の保険料額表はこちら
- 任意継続加入者の方の保険料額表はこちら
- 情報提供誌「だんだん健康」
- 各種申請書・記入例

〈お詫びと訂正〉

平成22年4月に、社会保険しまね5月号と一緒にお送りしました「全国健康保険協会からのお知らせ」チラシにつきまして、掲載内容に一部誤りがございました。訂正しお詫び申し上げます。

①被扶養者資格の再確認内の、「◆再確認の対象となる方」の2行目

誤 ア. 平成22年4月2日において 18歳未満の被扶養者 → **正** ア. 平成22年4月1日において18歳未満の被扶養者 (平成22年4月1日生まれの方は再確認の対象となります。)

②被扶養者資格の再確認内の、「◆事業所様へお送りするもの」の3行目

誤 (D)返信用封筒 (料金後納) → **正** (D)返信用封筒 (料金協会けんぽ負担)

お問い合わせ先：全国健康保険協会島根支部 (TEL：0852-59-5139)

◆社会保険しまね 通巻767号◆

発行者／(財)島根県社会保険協会 文書提供／松江・出雲・浜田年金事務所、全国健康保険協会島根支部